

政令第 号

航空法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

別表札幌飛行場に係る項委任事項の欄第三号及び第四号中「三沢飛行場」の下に「百里飛行場」を加える。

附 則

この政令は、平成二十二年三月十一日から施行する。

## 理由

航空交通管制業務に関する国土交通大臣の権限に属する事項のうち、百里飛行場について防衛大臣に委任するものの範囲を改める必要があるからである。